

ウクライナ緊迫化の気候変動対応への影響

[本稿は、時事通信社「円債投資ガイド」2022年3月23日配信記事を同社承諾のもと掲載するものです。]

日本総合研究所
調査部 金融リサーチセンター
副主任研究員 大嶋 秀雄

ロシアによるウクライナ侵攻を受けて、日米欧はロシアに対して、様々な金融・経済制裁を導入している。具体的には、ハイテク製品等の輸出規制や関係者の資産凍結、ロシア中銀の外貨準備利用制限、一部銀行のSWIFT（国際銀行間通信協会）からの排除、最恵国待遇の除外といったものである。今のところ資源関連には強力な制裁は導入されていないものの、ドイツは天然ガスのパイプライン「ノルドストリーム2」を停止し、米国・英国はロシア産原油などの輸入を停止する方針を発表した。また、多くの民間企業が、ロシア事業の撤退や取引停止を決定している。

ロシアは、原油、天然ガスのほか、パラジウム、プラチナ、ニッケル、アルミ、小麦等の主要輸出国で、ウクライナもネオンや小麦等の主要輸出国であり、紛争激化や追加制裁、ロシアの報復の懸念も払拭できないなか、供給不安から様々な商品価格が高騰している。先行きについては、米欧とロシアの対立が早期に解消するとは考えにくく、過去のロシア・イラン等への経済制裁が長期化したことを踏まえても、今回の対露制裁は長期化が予想される。また、地政学リスクが払拭されないなかでは、民間企業のロシア関連ビジネスの再開も困難だろう。代替調達先の確保が容易ではない品目も多く、供給不安や価格高騰は長期化する恐れがある。

こうした状況は、世界的な経済活動の混乱につながるとともに、近年高まっていた気候変動対応のモメンタムをそぐ懸念がある。要因としては、主に次の4つがある。

1つめに、エネルギー安定供給を優先した化石燃料への回帰がある。原油・天然ガスの供給制約は、再生可能エネルギー（再エネ）の後押しとなる面はあるものの、再エネ増強には時間を要するため、エネルギー安定供給のためには、原油・天然ガスの増産や石炭の活用も必要となるだろう。EUが示した天然ガスの脱ロシア依存の計画案をみても、当面は代替調達先の確保が中心で、中東や米国での化石燃料の増産が必要となる可能性が高い。G7エネルギー相会合でも、原油・天然ガス産出国に増産が要請されるとともに、液化天然ガス関連の投資拡大が示された。もっとも、十分に代替調達できるかは不透明であり、ドイツでは、石炭火力発電の利用延長も議論されている。

2つめとして、脱炭素に向けた設備投資の制約がある。ロシア・ウクライナが主要輸出国である品目は様々な製品に用いられるが、脱炭素に向けても重要なものが多い。たとえば、ニッケルは蓄電池の材料であり、再エネ供給の安定化や電気自動車（EV）に向けて需要拡大が予想されている。また、パラジウムやネオンは半導体の製造に用いられ、EVや省エネに向けたIT関連投資などに重要である。とくに、脱炭素には年数兆ドルという大規模な投資が必要とされ、紛争や制裁でこうした資源の供給が制約されると、脱炭素に向けた取り組みの足枷となるだろう。

3つめは、インフレ高進の消費者・企業への悪影響である。資源価格高騰によるコストプッシュ・インフレは、消費者の生活を圧迫するとともに、企業業績にも下押し圧力となるため、さらなるコストの増大や炭素価格の導入・拡大などで痛みを伴いがちな脱炭素の取り組みに、消費者や企業が消極的になりかねない。

そして、4つめは、国際協調の乱れである。今回のウクライナ侵攻で、ロシアは国際社会から孤立するとともに、各国の制裁で経済的にも深刻な影響を受けるため、ロシアの脱炭素は遅れる可能性が高い。世界4位の温室効果ガス排出国で、昨年COP26に合わせて2060年脱炭素も宣言したロシアが脱炭素を先送りすることになれば、他の新興国の取り組みに影響を及ぼす可能性がある。また、ロシアが最大の輸出国である天然ガスは、当面の低炭素化（トランジション）に重要なエネルギー源とされており、供給制約や価格高騰が長期化すると、ドイツの事例のように既存の石炭火力の利用延長を検討する国が増えて、各国の脱炭素に向けた足並みの乱れにつながる可能性もある。

こうした要因を踏まえると、今後、脱炭素には逆風が強まると考えられる。しかしながら、国連の気候変動に関する政府間パネルによる温暖化の影響分析などを踏まえれば、温暖化の経済・社会への悪影響は広範かつ甚大なものとなる。当面は、眼前の危機対応が最優先ではあるものの、各国政府には、脱炭素に向けた国際的な結束を一層強固なものにするるとともに、すでに掲げた野心的な目標を棚上げすることなく、脱炭素に向けた取り組みを粘り強く進めることが求められる。（了）

[/20220323NNN0021]

© Copyright Jiji Press Ltd. All rights reserved

**本件に関するご照会は、
調査部 金融リサーチセンター 大嶋 秀雄 宛にお願いいたします。
Tel:090-9109-8910
Mail:oshima.hideo.j2@jri.co.jp**